



東相制第18-00100号  
平成31年2月28日

総務省 総合通信基盤局長  
谷脇 康彦 殿

東日本電信電話株式会社  
代表取締役社長 井上 福

「第一種指定電気通信設備との接続の業務の適正化について(指導)(総基料第270号(平成30年12月18日))」に基づき、以下のとおり提出いたします。

今回の「第一種指定電気通信設備との接続の業務の適正化について(指導)(総基料第270号(平成30年12月18日))」について

今回、このような指導を受けたことについて、当社として、厳粛に受け止め、今後は第一種指定電気通信設備との接続の業務の運営が適正かつ合理的であるよう、対応を徹底する考えです。

#### (1) 接続料請求の停止等の応急措置

本指導後に認可接続約款等の定めと乖離する額の接続料請求を行わないよう、少なくとも(2)の対応が完了するまでの間、関係する他事業者の業務の円滑な実施にも配慮しつつ、本件インタフェース付与機能に係る関係の接続料の請求を停止するなどの応急措置を講ずること。

- 当社としては、本行政指導を真摯に受け止め、早急な是正に向けて下記「(2)他事業者に対する説明」の通り、対応を実施しました。
- 行政指導文書を受領後、速やかに本網終端装置メニューの利用実績がある全ISP事業者様に対し、本指導の内容、本網終端装置メニューにかかる接続料請求の停止等の応急措置、本網終端装置メニューにかかる規定の整備に向けた接続約款の見直し、本網終端装置メニュー(本件インタフェース付与機能)に係るこれまでの取扱いについて、裁定手続を利用可能であることについて記載した資料をメール送付し、電話による一報を実施するとともに、本網終端装置メニューの新規申込み受付を停止いたしました。
- 本網終端装置メニューの利用実績がある全ISP事業者様への説明項目の1つである、本網終端装置メニューに係る接続料の扱い(接続約款等の定めと乖離する額の接続料請求を行わないよう、請求停止する予定である旨)についてご説明申し上げたところ、「請求停止され、将来遡及適用されるような事態が生じた場合、自社の経理処理が煩雑であり、円滑な業務運営に支障が生じるため、継続請求して欲しい」等のご要望を本網終端装置メニューを現在利用中の全ISP事業者様より頂いたことから、行政指導文書を受領後の2019年1月以降においても請求を継続しております。
- なお、請求停止の意向確認については、2019年12月18日に実施したメール送付及び電話による一報にて、全ISP事業者様にご意向を確認するだけでなく、対面でのご説明を実施し、最終的な請求停止の意向を確認しました。また、請求継続をご要望される全事業者から、本網終端装置メニューにかかる接続料の継続請求を希望する旨のメールを受領、という意向確認を実施しております。

※・・・A-20型、A-50型、B-1型、C-20型、C-50型の網終端装置メニュー

## (2) 他事業者に対する説明

関係する他事業者に対し、速やかに、書面又はそれに代わる電磁的記録を交付又は提供して、本指導の内容に関する説明を行うとともに、他事業者の業務の適正な実施に支障を生じさせないようにしつつ、本網終端装置に係る接続料に関する貴社の業務運営を是正するための具体的な対応方法案について、説明を行うこと(※1)(※2)。

※1 対応方法案に認可接続約款等の変更が含まれる場合にはその内容の説明及びそれに対する意見の聴取を含む。

※2 あわせて、本件インタフェース付与機能に係るこれまでの取扱いについては、法第35条第3項の規定による総務大臣の裁定の手段を利用することが可能である旨を説明すること。

- 上記(1)で記載したとおり、行政指導文書を受領後、速やかに本網終端装置メニューの利用実績がある全ISP事業者様に対し、本指導の内容、本網終端装置メニューにかかる接続料請求の停止等の応急措置、本網終端装置メニューにかかる規定の整備に向けた接続約款の見直し、本網終端装置メニュー(本件インタフェース付与機能)にかかるこれまでの取扱いについて、裁定手段を利用可能であることについて記載した資料をメール送付し、電話による一報を実施しました。
- また、メール送付・電話による一報に加え、2019年1月15日までに、本網終端装置メニューの利用実績がある全ISP事業者様と対面協議を行いました。対面協議においては、行政指導内容をご説明することに加え、当社の業務運営を是正するための具体的な対応方法として、「本網終端装置メニューを継続利用いただけるよう、当該網終端装置メニューに係る規定について、速やかに接続約款を認可申請することで規定の整備に向け接続約款を見直したい」との当社の考えについても説明、意見聴取を行いました。具体的な説明内容は別紙1、本網終端装置メニューの利用実績がある全ISP事業者様との具体的な意見交換の状況については別紙2の通りです。
- なお、当社の業務運営を是正するための具体的な対応方法について、本網終端装置メニューの利用実績がある全ISP事業者様からは、「本網終端装置メニューが利用できなくなった場合、円滑な事業運営に大きな影響が生じるため、引き続き、当該網終端装置メニューが利用できるよう、速やかに接続約款認可申請を行って欲しい」といった意見をいただく等、全ISP事業者様にご理解いただいたところです。

### (3) 再発防止の徹底

認可接続約款等の不適切な解釈運用及び法第33条第2項の規定に対する違反に至った原因を究明するとともに再発防止策を講ずること。

〈認可接続約款等の不適切な解釈運用に至った原因及び再発防止策について〉

- 当社は、インターネットトラフィック急増への対応にあたり、料金額が増加したとしても網終端装置の増設を許容して欲しい等のISP事業者様からのご要望にお応えすべく、本網終端装置メニューについて「1装置当たりのセッション数(増設基準)を引き下げることによって、1装置におけるインタフェースを付与する機能の「占有度」があがるもの」として現行接続約款規定で解釈可能と認識の上、具体的な料金額についてISP事業者様と合意し、本件網終端装置メニューの提供を行ってまいりました。
- ISP事業者様からのご要望があり、ISP事業者様と当社の双方で合意していたとしても、現行接続約款規定に基づけば、本網終端装置メニュー(本件インタフェース付与機能)は、各網終端装置にインタフェースを付与するという機能であることを踏まえると、1セッション当たりの平均帯域の拡大等に係わらず、網終端装置1台ごとのインタフェース付与に係る実際費用を用いることが適切であったと、今回の指導を受け改めて認識したところではあります。
- また、上述の「現行接続約款規定で解釈可能」との認識のもと、ISP事業者様からのご要望にお応えすべく、早期に本網終端装置メニューを提示することを重視したとは言え、本網終端装置メニュー(本件インタフェース付与機能)の文脈において、現行接続約款規定に基づけば、通常は網終端装置全体における当該機能の占有度を指すと考えられる中、これを網終端装置全体の接続帯域ではなく、1セッション当たりの平均帯域による占有度であると解釈したことも適切とは言えなかったと、今回の指導を受け改めて認識したところではあります。
- 「本網終端装置メニュー(本件インタフェース付与機能)において、網終端装置1台ごとのインタフェース付与に係る実際費用ではなく異なる料金額が設定されていたこと」「本網終端装置メニュー(本件インタフェース付与機能)の占有度について、1セッション当たりの平均帯域による占有度という解釈を行ったこと」といった「認可接続約款等の不適切な解釈運用」に至ったのは、料金額が増加した場合に網終端装置の増設を許容することについてISP事業者様と当社の双方で合意していたことに加え、ISP事業者様からのご要望にお応えすべく、早期に本網終端装置メニューを提示することを重視したことが原因と考えています。
- 本件行政指導を踏まえ、当社は本指導を真摯に受け止め、今後、網終端装置メニューにおいて、新たな網改造機能の追加に伴う接続約款変更に係るものだけでなく、既存の網改造機能において新たな網終端装置メニューを追加する場合には、その内容を接続約款に規定する必要があるかを慎重に検討することで再発防止に努める考えです。
- また、関係するISP事業者様に対しても、事業者説明会や個別協議等を通じて、内容をご理解いただくよう努めていくとともに、今回の事象が二度と起きないよう、電気通信事業法関係法令および接続約款規定との整合が確保されているか、二重チェックの体制強化を図っていく考えです。
- なお、本件行政指導を踏まえ、当社対応について本網終端装置メニューの利用実績がある全ISP事業者様に説明したところ、「本網終端装置メニューが利用できなくなった場合、円滑な事業運営に大きな影響が生じるため、引き続き、当該網終端装置メニューが利用できるよう、速やかに接続約款認可申請を行って欲しい」といった意見をいただく等、全ISP事業者様にご理解いただいたことを踏まえ、速やかに接続約款を変更すべく認可申請を行う考えです。

### (3) 再発防止の徹底

認可接続約款等の不適切な解釈運用及び法第33条第2項の規定に対する違反に至った原因を究明するとともに再発防止策を講ずること。

〈「法第33条第2項の規定に対する違反」に至った原因及び再発防止策について〉

- 当社は、これまで網終端装置については、フレッツサービスの進展に伴い、ISP事業者様のご要望を踏まえながら網終端装置の大容量化等を図ってまいりました。
- また、新たな網終端装置メニューを提供する際には、その都度、接続事業者様向けホームページにおいて具体的な提供条件等を開示するとともに、全ISP事業者様に対して開示情報を更新した旨をメールで周知してきました。
- 網終端装置の増設判断に用いる基準値(以下、増設基準)の扱いについては、網終端装置の費用を当社とISP事業者様が応分に負担している中、その大宗を当社が負担していることから、当社としては、網終端装置の利用が効率的となるよう、ISP事業者様と協議のうえ、増設のご要望を実現してまいりました。その際、一部ISP事業者様に対してのみ増設を認める等、不当な差別的取り扱いを行った実績はなく、ISP事業者様間の公平な取り扱いについては、十分に確保して対応してきたところで。
- 加えて、「接続料の算定に関する研究会」での議論を踏まえ、網終端装置の増設判断の更なる公平性・透明性を確保すべく、2017年6月に全ての網終端装置メニューを一覧化し、接続事業者様向けホームページに開示したところで。
- 上述のとおり、当社としては円滑な接続の実現に向け、増設基準は事業者間協議の中で決定する事項としてISP事業者様に対する情報開示や協議対応を実施してまいりましたが、インターネットトラフィック急増への対応にあたり、2013年8月以降、ISP事業者様からのご要望に応えるべく、新たに提供開始した本件網終端装置メニューにおける増設基準については、接続約款における技術条件集規定(第112条)※に該当するものとして、本件網終端装置メニューの提供を行ってきました。
- 今般、貴省において、増設基準が接続条件に該当し「法第33条2項に対する違反」との判断がなされましたが、インターネットトラフィックの増加とともに、「網終端装置の収容効率を高めたい」といったご要望が多く増設に対するご要望が少なかった従来から「収容効率を下げてでも早期に増設したい」へとISP事業者様のご要望が変わり、増設のご要望が増えた後も、増設基準については依然として、接続条件ではなく、事業者様間との協議を踏まえ最終的に決定する事項と当社が認識していた点が違反に至った原因であると考えます。
- 今回の指導内容を踏まえ、当社としては、今後、当社が全ISP事業者様に共通的に適用する条件を設定する場合には、電気通信事業法関係法令及び接続約款規定との整合が確保されているか、二重チェックの体制強化を図ることで再発防止に努める考えです。
- なお、現行約款への増設基準の規定については、改正電気通信事業法施行規則の第23条の4の規定に基づき2018年6月15日に認可いただいた接続約款にて対応を完了しており、「法第33条2項に対する違反」は解消しているものと考えます。

※・・・接続約款 技術条件集 第26節 形態14 第112条 (その他接続に必要な事項)

「その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。」

## ISP事業者様ご説明資料

**NTT EAST CONFIDENTIAL**

本情報は、NTT東日本が所有する情報であり、NTT東日本が許可した者以外への開示、および許可した目的以外で使用することを禁止します。

# ISP接続に係る網終端装置の 一部機能の適正化について

2018年12月18日  
東日本電信電話株式会社

## ISP接続（PPPoE）に係るこれまでの機能提供状況

- 当社は、これまでインターネットトラフィックの増加への対応として、ISP事業者様のニーズに応じた装置の大容量化等、様々な網終端装置のメニューを追加してまいりました。
- また、本年6月に増設基準セッション数について、一律▲20%の見直しを行ってきたところです。

2007以前	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018以降
ISP事業者様限り											



# ISP接続に係る網終端装置の一部機能の適正化について

- 当社がISP事業者様との間において提供するNGN（次世代ネットワーク）の網終端装置の一部機能（C-20型等網終端装置※1）について、ISP事業者様からのご要望を踏まえ提供してまいりましたが、本日、接続料及び接続条件が当社接続約款等の定めと乖離するものであるため、適正化のための措置を講ずるよう総務省殿より指導を受けました（指導内容は別紙）。
- 当社としては、当該指導を踏まえ、今後、当該装置をご利用いただいているISP事業者様に個別にご説明申し上げるとともに、当社接続約款規定を整備するため、速やかに接続約款を認可申請する考えです。
- なお、当社接続約款が認可されるまでの間、当該機能を現にご利用いただいているISP事業者様及び今後ご利用予定のISP事業者様に対し、下表のとおり対応させていただく考えです。

※1 C-20型等網終端装置：A-20型、A-50型、C-20型、C-50型、B-1型

C-20型等網終端装置の扱い		対応内容	
今後の扱い		準備が整い次第、速やかに接続約款申請 (指導文書発出時までの遡及適用を含む)	
暫定措置	設置済みのもの	継続提供 (料金請求は認可までの間留保)	
	設置前のもの	当社が承諾済みのもの	継続提供
		当社が未承諾のもの	当面留保 (認可まで契約変更を留保)

## ■その他

- 認可後、速やかにISP事業者様との協定等の変更を行う予定です。
- 設置済みのC-20型等に係る料金請求につきましては、原則として留保させていただきますが、ISP事業者様の事業運営にあたって不具合等が発生する場合には、個別にご相談願います。

**【参考】総務省殿からの指導内容（抜粋）**

総務省殿からの指導内容（抜粋）は、以下のとおりです。

詳細URL：[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01kiban03\\_02000526.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban03_02000526.html)

- 本件インタフェース付与機能に係る認可接続約款等の定めについては、同機能の接続料が「C型」、「C-20型」、「C-50型」等の名称のいかんを問わず同額となるよう解釈されるはず。
- さらに、増設基準については、少なくとも平成25年8月以降において、運用上、増設基準が接続条件として扱われていたと認められた。そのため、少なくとも同時期以降平成30年6月15日までの間、接続協定の一部を構成する技術条件等に掲載されていなかった増設基準については、法33条第2項の規定に違反して、認可接続約款等における根拠がなく設定されていた状態であったと言わざるを得ない。
- したがって、本件運用実態は、**接続料及び接続条件の両面において、認可接続約款等の定めと乖離**するものであり、貴社において第一種指定電気通信設備との接続の業務に関し不当な運営が行われ、事業の運営が適正かつ合理的でない認められるため、下記のとおり、**適正化のための措置を講ずるよう求める。**

**（1）接続料請求の停止等の応急措置**

本指導後に認可接続約款等の定めと乖離する額の接続料請求を行わないよう、少なくとも（2）の対応が完了するまでの間、関係する他事業者の実務上の影響にも配慮しつつ、本件インタフェース付与機能に係る接続料の請求を停止するなどの応急措置を講ずること。

**（2）他事業者に対する説明**

関係する他事業者に対し、速やかに、書面又はそれに代わる電磁的記録を交付又は提供して、本件指導の内容に関する説明を行うとともに、他事業者の業務の適正な実施に支障を生じさせないようにしつつ網終端装置に係る接続料に関する貴社の業務運営を是正するための具体的な対応方法案について、説明を行うこと（※1）（※2）。

※1: 対応方法案に認可接続約款等の変更がある場合を含む。

※2: 併せて、本件インタフェース付与機能に係るこれまでの取扱いについては法第35条第3項の規定による総務大臣の裁定の手続を利用すること

## 【参考】電気通信事業法第35条第3項の規定について(総務省殿指導文書に基づくご説明)

- 当事者が取得し、若しくは負担すべき金額又は接続条件その他協定の細目について事業者間の協議が調わない場合の手続については、以下のとおり電気通信事業法第35条第3項に規定されています。

### (電気通信設備の接続に関する命令等)

第三十五条 総務大臣は、電気通信事業者が他の電気通信事業者に対し当該他の電気通信事業者が設置する電気通信回線設備と当該電気通信事業者の電気通信設備との接続に関する協定の締結を申し入れたにもかかわらず当該他の電気通信事業者がその協議に応じず、又は当該協議が調わなかった場合で、当該協定の締結を申し入れた電気通信事業者から申立てがあつたときは、第三十二条各号に掲げる場合に該当すると認めるとき及び第百五十五条第一項の規定による仲裁の申請がされているときを除き、当該他の電気通信事業者に対し、その協議の開始又は再開を命ずるものとする。

2 総務大臣は、前項に規定する場合のほか、電気通信事業者間において、その一方が電気通信設備の接続に関する協定の締結を申し入れたにもかかわらず他の一方がその協議に応じず、又は当該協議が調わなかった場合で、当該一方の電気通信事業者から申立てがあつた場合において、その接続が公共の利益を増進するために特に必要であり、かつ、適切であると認めるときは、第百五十五条第一項の規定による仲裁の申請がされているときを除き、他の一方の電気通信事業者に対し、その協議の開始又は再開を命ずることができる。

3 電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、**当事者が取得し、若しくは負担すべき金額又は接続条件その他協定の細目について当事者間の協議が調わないときは、当該電気通信設備に接続する電気通信設備を設置する電気通信事業者は、総務大臣の裁定を申請することができる。**ただし、当事者が第百五十五条第一項の規定による仲裁の申請をした後は、この限りでない。

～ 以下、略 ～

## C-20型等に係る行政指導についての各社ご意見のとりまとめ

➤ C-20型等に係る行政指導について、関係するISP事業者様より、以下のとおりご意見をいただいた。

- 1 行政指導文書内容について：①指導文書の内容、②NTT東日本の対応方針（応急措置、規定の整備に向けた接続約款の見直し）③本件インタフェース付与機能に係るこれまでの取扱いについて、**裁定の手続きを利用することが可能**である旨等について、**了解した**。
- 2 当該接続料の請求停止について：本件指導内容に則り、NTT東日本より請求停止について説明を受けたものの、自社の経理処理が煩雑になる等、**円滑な業務運営に支障が生じるため、請求継続を要望する**。
- 3 当社の業務運営是正に向けた具体的な対応方法案について：**本件網終端装置メニューの継続提供を希望するため、約款規定の整備に向けて速やかに約款申請する旨、了解した**。

確認事項		事業者様の主な意見	
行政指導文書内容について	内容について理解	19社 A社、B社、C社、D社、E社、F社、G社、H社、I社、J社、K社、L社、M社、N社、O社、P社、Q社、R社、S社	・指導文書の内容について了解した。新規受付停止の件についても理解した。【K社】 ・裁定などといった形でことを荒立てるつもりはない。【D社、N社】
			・指導文書の内容については、了解した。C-20型等は当社からお願いしたことでもあり、ご迷惑をおかけし申し訳ないと考えている。【M社】
			・指導文書の内容について了解した。当社としては、C-20型等は「ユーザの快適性に差を出す」ニーズにマッチしており、料金も妥当なメニューだと認識している。【C社】
当該接続料の請求停止について	請求継続を希望	18社 A社、B社、C社、D社、E社、F社、H社、I社、J社、K社、L社、M社、N社、O社、P社、Q社、R社、S社	・既設網終端装置の請求額については、年度を跨ぎ遡及精算といった事務処理が発生するため、これまで通りの金額で請求を希望。【S社】 ・請求停止ののち、来期に一括請求は収支影響の観点で社内としても処理に困るため、継続請求を希望。【J社】
	対象外	1社 G社	(2019年2月末時点において、本件網終端装置メニューの利用がないため、未請求)
当社の業務運営是正に向けた具体的な対応方法案について	速やかに約款申請する旨について理解	19社 A社、B社、C社、D社、E社、F社、G社、H社、I社、J社、K社、L社、M社、N社、O社、P社、Q社、R社、S社	・指導文書を読む限り厳しい内容と認識している。反対意見も出ることを想定しているが、認可はいつ頃を予定しているのか。仮に提供不可となった場合、弊社事業に大きな影響が生じるため、継続提供を希望。【F社】 ・C-20型等メニューが突然打ち切りになる場合はユーザー支障が生じるため、継続提供をお願いしたい。【S社】 ・継続提供に向けて速やかに約款申請する旨、了解した。C-20型等メニューが急に利用不可となることは困る。期間限定ではなく、継続的な利用ができることを希望。【K社】 ・選択肢の一つとして、C-20型等が継続提供されることは有効。【L社】